

平成28年度

江別市住宅取得支援事業補助金

江別市は **多世代で支えあう家族 子育て(多子)世帯** を応援します！

最大50万円を支援

中古住宅・マンションも対象です！



I. 同居・近居住宅取得補助

住宅を取得

親世帯と子世帯が同居

又は

住宅を取得

親世帯と子世帯が近居

住宅取得費用の一部として

20万円 を助成

さらに！
プラス！

+

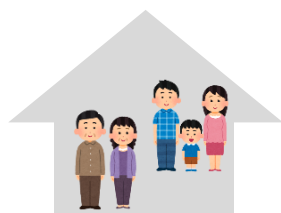
次の条件を満たす場合それぞれを加算

- 転入世帯 10万円
- 多子世帯 10万円
- 市内業者新築 10万円

最大**50万円**

II. 同居リフォーム補助

市内業者で住宅をリフォーム



親世帯と子世帯が同居

- リフォーム工事費が150万円以上の場合に限ります

リフォーム費用の一部として

20万円 を助成

さらに！
プラス！

+

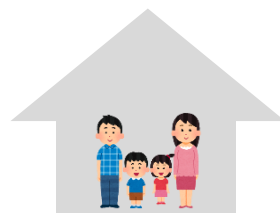
次の条件を満たす場合それぞれを加算

- 転入世帯 10万円
- 多子世帯 10万円

最大**40万円**

III. 多子世帯住宅取得補助

住宅を取得



多子世帯である

- 多子世帯とは18才未満の子が2人以上いる子育て世帯をいいます

住宅取得費用の一部として

10万円 を助成

さらに！
プラス！

+

次の条件を満たす場合それぞれを加算

- 転入世帯 10万円
- 市内業者新築 10万円
- 市内勤務世帯 10万円

最大**40万円**

※補助金の交付には他にも要件があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

江別市建設部建築指導課

詳細は江別市ホームページで確認できます。

江別市 住宅取得 支援

検索

江別市高砂町6番地 市役所別館(建設部)1階

☎011-381-1042

✉kenchikushido@city.ebetsu.lg.jp

— 江別市住宅取得支援事業補助金のご案内 —

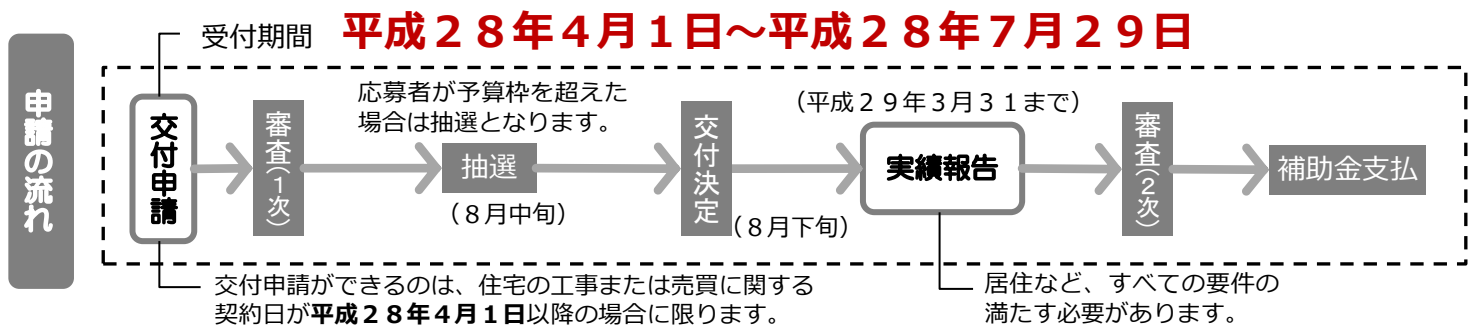
■ 補助の主な要件と補助内容

※Ⅰ～Ⅲの補助メニューを重複して申請することはできません。

補助メニュー		Ⅰ. 同居・近居住宅取得補助	Ⅱ. 同居リフォーム補助	Ⅲ. 多子世帯住宅取得補助
補助金交付の主な要件	(1) 交付対象者	<input type="checkbox"/> 親世帯と子世帯が市内で同居または近居のために住宅を取得する方	<input type="checkbox"/> 親世帯と子世帯が市内で同居のためにリフォームを行う方	<input type="checkbox"/> 住宅を取得する方で世帯に18歳未満の子が2人以上いる方
	(2) 共通要件	<input type="checkbox"/> 住宅の工事または売買に係る契約が平成28年4月1日以降であること。 <input type="checkbox"/> 平成29年3月31日までに入居し、全ての要件を満たせる見込みであること。 <input type="checkbox"/> 世帯員に市税の滞納が無いこと。 <input type="checkbox"/> 世帯員が暴力団員でないこと。		
	(3) 住宅の要件 ※新築、建売、中古、戸建て、マンションの別を問いません	<input type="checkbox"/> 新築工事の請負契約、または取得する住宅の売買契約額が 500万円以上 であること。	<input type="checkbox"/> リフォーム工事の金額の合計が 150万円以上 であり、 市内業者 による工事であること。	<input type="checkbox"/> 新築工事の請負契約、または取得する住宅の売買契約額が 500万円以上 であること。
補助内容	上記(1)～(3)に該当する場合、右の額を補助します	基本補助額 20 万円	基本補助額 20 万円	基本補助額 10 万円
	条件に応じて右の額を基本補助額に加算します	転入加算 10 万円 多子加算 10 万円 市内業者新築加算 10 万円	転入加算 10 万円 多子加算 10 万円	転入加算 10 万円 市内業者新築加算 10 万円 市内勤務加算 10 万円
	加算条件	転入加算：市外から転入する世帯があること 多子加算：子世帯に18歳未満の子が2人以上いること 市内業者新築加算：市内建築業者による新築住宅を取得すること 市内勤務加算：市内事業所に1年以上継続勤務していること		

親世帯：子世帯（単身の世帯にあっては、自ら所有する住宅に居住する者に限る。）の世帯主またはその配偶者の父母・祖父母（2親等以内の直系尊属）の世帯（単身の世帯を含む。）をいいます。

近 居：親世帯、子世帯それぞれが市内に所有する住宅に自ら居住することをいいます。



I. 同居・近居住宅取得補助のご案内（平成28年度）

補助内容

基本補助

20万円 + 加算額

最大

50万円

- 多子世帯加算 10万円
- 転入世帯加算 10万円
- 市内業者新築加算 10万円

①基本補助の要件を満たすこと

①基本補助の要件を満たし、②加算要件のいずれかに該当する場合、10万円ずつ加算します。

①基本補助の要件

交付対象者

親世帯（※1）と子世帯が市内で同居または近居（※2）のために住宅を取得する方

対象世帯の要件

次のア～エを満たすこと

- ア. 平成28年4月1日以降に、親世帯または子世帯のいずれかの世帯が、市内で自己の居住用として住宅を取得するための工事請負契約または売買契約を締結すること。
- イ. 平成29年3月31日までに親世帯と子世帯が同居または近居し、住民登録していること。
- ウ. 親世帯、子世帯とも市税を滞納していないこと。
- エ. 親世帯、子世帯とも世帯員が暴力団員でないこと。

取得する住宅の要件

次のカ～コを満たすこと

※取得する住宅は、新築、建売、中古、戸建て、マンションの別を問いません。

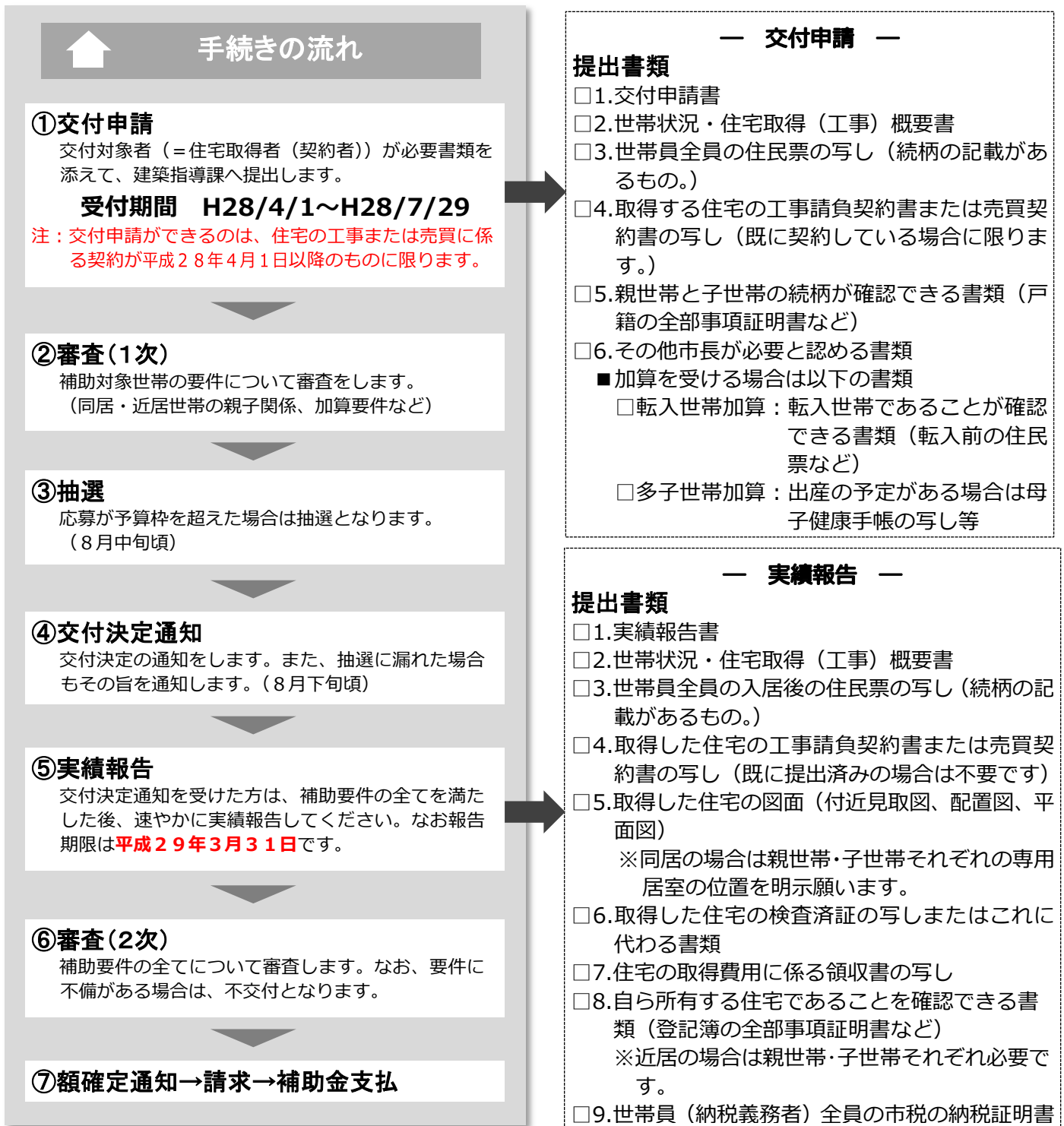
- カ. 取得する住宅の工事請負契約または売買契約額が500万円以上であること。
- キ. 住宅の床面積が50㎡以上であり、建築基準法及び関係法令に違反していないこと。
- ク. 交付対象者の所有であり、平成29年3月31日までに登記済みであること。
- ケ. 同居の場合は、各世帯の専用居室を備えた住宅であること。
- コ. 過去に本事業による補助金の交付を受けたことのない住宅であること。

②加算要件

- 多子世帯加算 子世帯に18歳未満の子ども（出産予定が母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含みます。）が2人以上いること。
- 転入世帯加算 親世帯または子世帯が、市外に1年以上居住していること。
- 市内業者新築加算 市内に事業所、支店または営業所を置く、建設業法の許可を受けた建設業者が新築した住宅であること。（市内業者が施工した新築建売住宅の取得も対象です。）

※1 親世帯 : 子世帯（単身の世帯にあっては、自ら所有する住宅に居住する者に限る。）の世帯主またはその配偶者の父母・祖父母（2親等以内の直系尊属）の世帯（単身の世帯を含む。）をいいます。

※2 近居 : 親世帯、子世帯それぞれが市内に所有する住宅に自ら居住することをいいます。



■ 制度の詳細、問い合わせ先

江別市建設部建築指導課

〒067-8674

江別市高砂町6番地 市役所別館（建設部）1階

☎011-381-1042 FAX011-381-1078 ✉kenchikushido@city.ebetsu.lg.jp

詳細は江別市ホームページで確認できます。

江別市 住宅取得 支援

検索

II. 同居リフォーム補助のご案内（平成28年度）

補助内容

基本補助

20万円

+

加算額

多子世帯加算 10万円
転入世帯加算 10万円

最大

40万円

①基本補助の要件を満たすこと

①基本補助の要件を満たし、②加算要件のいずれかに該当する場合、10万円ずつ加算します。

①基本補助の要件

交付対象者

親世帯（※1）と子世帯が市内で同居のためにリフォームを行う方

対象世帯の要件

次のア～エを満たすこと

- ア. 平成28年4月1日以降に、親世帯、子世帯のいずれかの世帯が、**リフォーム工事**（注：住宅・工事の要件参照）に係る工事請負契約を締結すること。
- イ. 平成29年3月31日までに、リフォーム工事を行った住宅に**親世帯と子世帯が同居**し、住民登録していること。
- ウ. 親世帯、子世帯とも**市税を滞納**していないこと。
- エ. 親世帯、子世帯とも世帯員が**暴力団員**でないこと。

住宅・工事の要件

次のカ～コを満たすこと

※リフォームする住宅は、戸建て、マンションの別を問いません。

- カ. 市内に**事業所、支店または営業所を置く建設業者**により以下の**リフォーム工事**が行われた住宅で、その工事金額の合計が**150万円以上**であること。

リフォーム工事：同居する住宅に行う増築、改築もしくは修繕または住宅の機能向上のために行う改修、補修もしくは設備改善のための工事をいいます。

<工事の例>

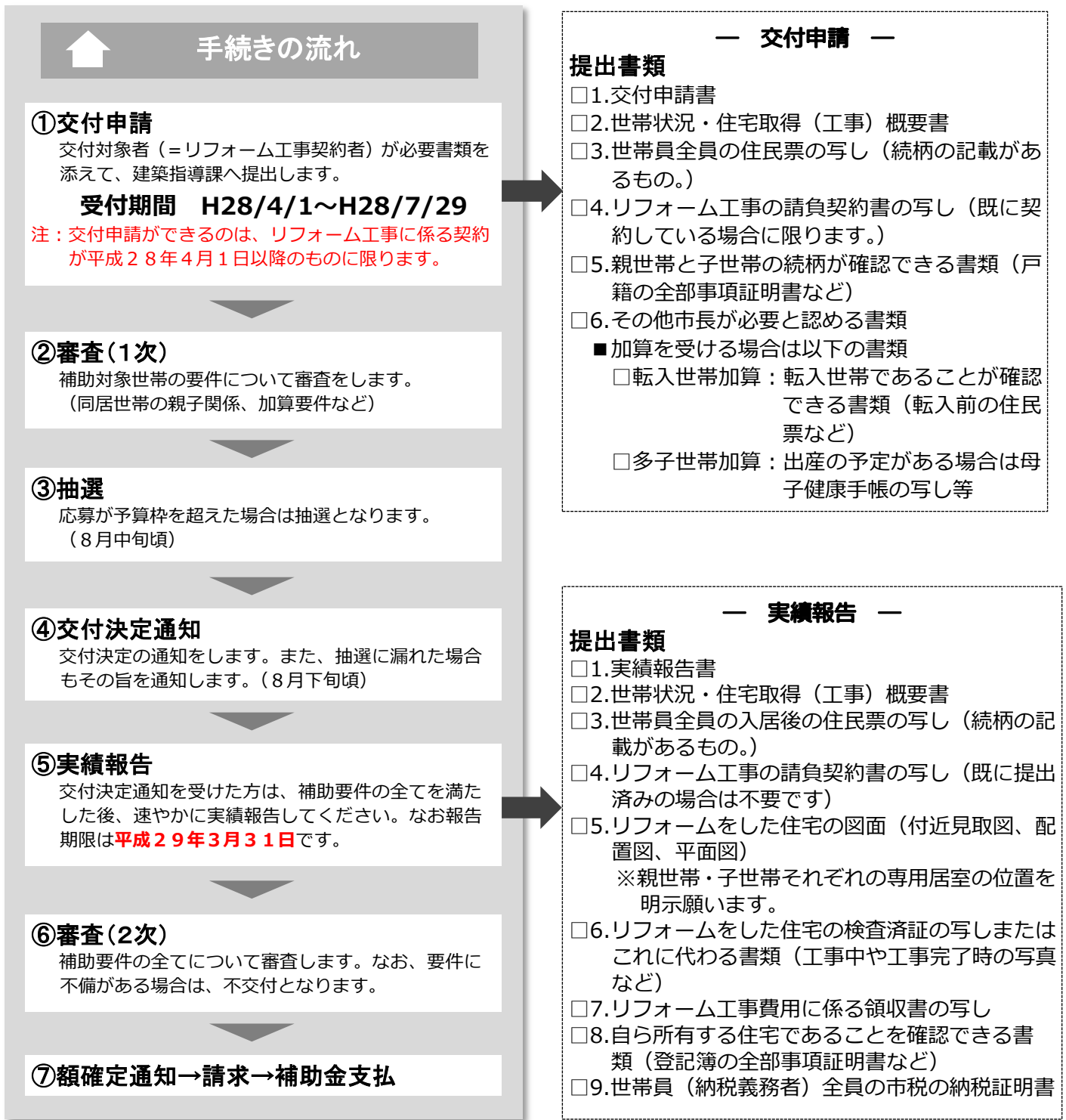
- ・親世帯、子世帯の部屋を設置するための増築、または間取り改修工事
- ・便所、台所、浴室の新設または改修工事
- ・一般的な住宅リフォーム工事（バリアフリー改修、耐震改修、断熱改修、内装改修、外装改修、塗装工事など）注）テレビ、冷蔵庫などの家電製品や可動家具の購入は含みません。

- キ. 住宅の床面積が**50㎡以上**であり、建築基準法及び関係法令に違反していないこと。
- ク. 親世帯または子世帯の世帯員の所有であること。
- ケ. 各世帯の**専用居室**を備えた住宅であること。
- コ. 過去に本事業による補助金の交付を受けたことのない住宅であること。

②加算要件

- 多子世帯加算** 子世帯に**18歳未満**の子ども（出産予定が母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含みます。）が**2人以上**いること。
- 転入世帯加算** 親世帯または子世帯が、**市外に1年以上居住**していること。

※1 **親世帯**：子世帯（単身の世帯にあっては、自ら所有する住宅に居住する者に限る。）の世帯主またはその配偶者の父母・祖父母（2親等以内の直系尊属）の世帯（単身の世帯を含む。）をいいます。



■ 制度の詳細、問い合わせ先

江別市建設部建築指導課

〒067-8674

江別市高砂町6番地 市役所別館（建設部）1階

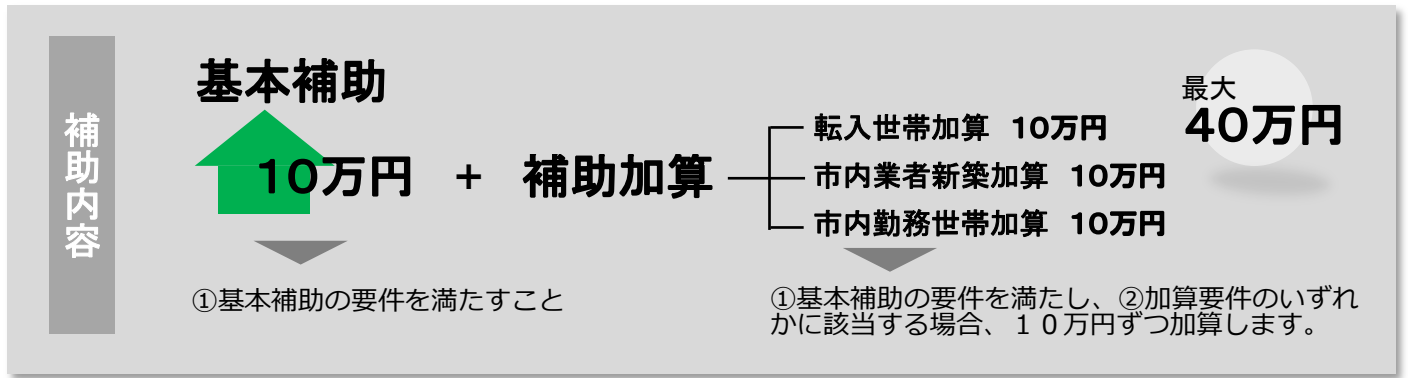
☎011-381-1042 FAX011-381-1078 ✉kenchikushido@city.ebetsu.lg.jp

詳細は江別市ホームページで確認できます。

江別市 住宅取得 支援

検索

Ⅲ. 多子世帯住宅取得補助のご案内 (平成28年度)



①基本補助の要件

交付対象者

住宅を取得する方で世帯に18歳未満の子が2人以上いること

対象世帯の要件

次のア～オを満たすこと

- ア. 平成28年4月1日以降に、市内に自己世帯の居住用として住宅を取得するための売買契約または工事請負契約を締結すること。
- イ. 交付申請日において、世帯に18歳未満の子ども（出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含みます。）が2人以上いること。
- ウ. 平成29年3月31日までに、世帯主は配偶者及びイに掲げる子ども2人以上と共に居住し、住民登録していること。
- エ. 市税を滞納していないこと。
- オ. 世帯員が暴力団員でないこと。

取得する住宅の要件

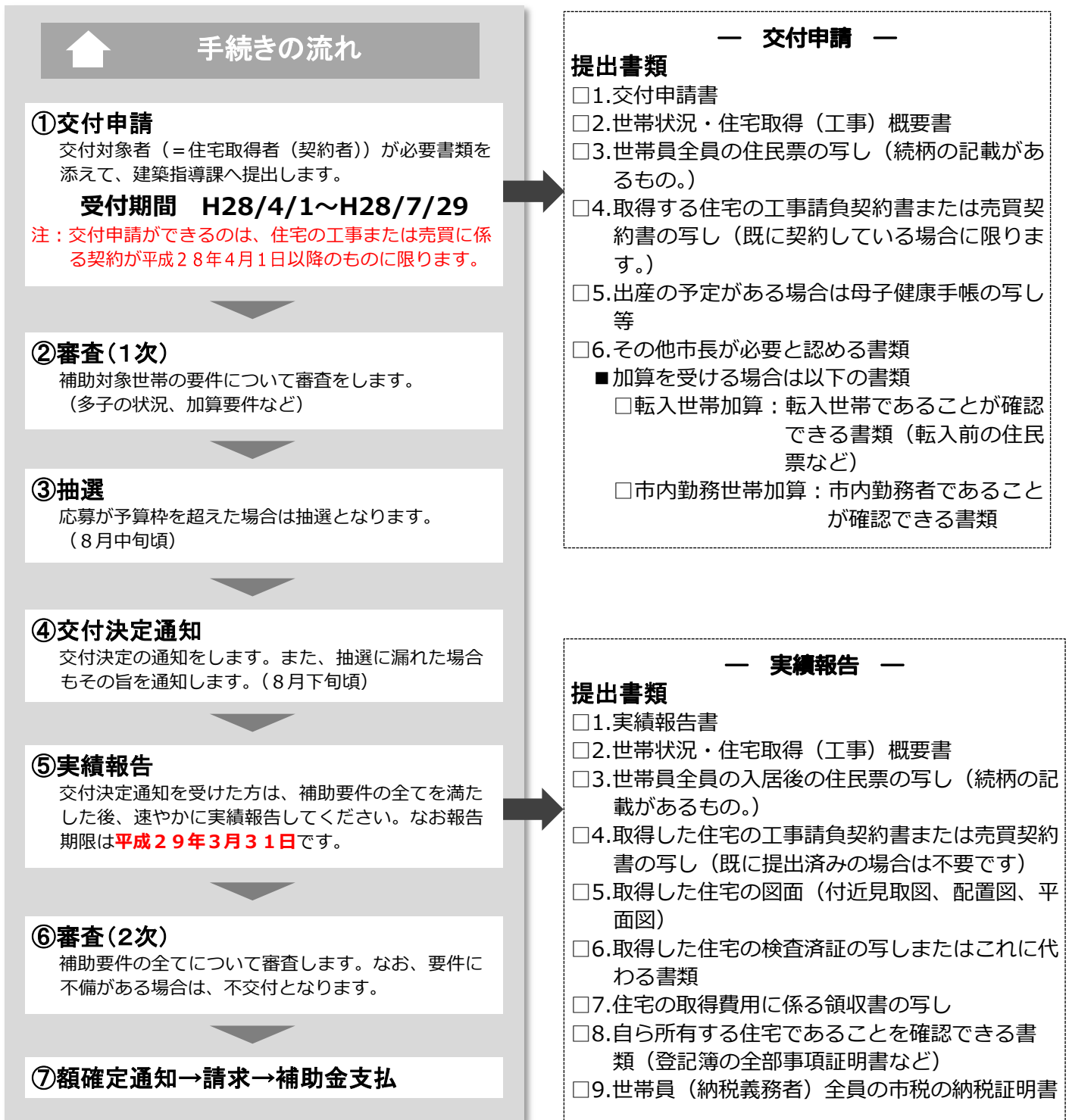
次のカ～ケを満たすこと

※取得する住宅は、新築、建売、中古、戸建て、マンションの別を問いません。

- カ. 取得する住宅の工事請負契約または売買契約額が500万円以上であること。
- キ. 住宅の床面積が50㎡以上であり、建築基準法及び関係法令に違反していないこと。
- ク. 交付対象者の所有であり、平成29年3月31日までに登記済みであること。
- ケ. 過去に本事業による補助金の交付を受けたことのない住宅であること。

②加算要件

- 転入世帯加算 世帯が市外に1年以上居住していること。
- 市内業者新築加算 市内に事業所、支店または営業所を置く、建設業法の許可を受けた建設業者が新築した住宅であること。（市内業者が施工した新築建売住宅の取得も対象です。）
- 市内勤務世帯加算 交付申請日において、世帯主またはその配偶者のいずれかが、市内の事業所（支店または営業所を含む。）に1年以上継続して勤務し、今後も勤務する見込みがあること。



■ 制度の詳細、問い合わせ先

江別市建設部建築指導課

〒067-8674

江別市高砂町6番地 市役所別館（建設部）1階

☎011-381-1042 FAX011-381-1078 ✉kenchikushido@city.ebetsu.lg.jp

詳細は江別市ホームページで確認できます。

江別市 住宅取得 支援

検索

